

## ＜参考様式1＞

総社市立常盤小学校いじめ防止基本方針		
令和7年3月 改訂		
いじめに関する現状と課題		
<p>・いじめは、特定の人間関係の中でのトラブルや、不適切なコミュニケーションにより相手の気持ちを傷つけることが多い。情報を共有しチームを組んで対処する習慣が定着しているが、未然防止・早期発見の段階でより敏感に組織的に対応し、教職員と児童、保護者、地域がいっしょになっていじめの起きない学校風土づくりを進めることがより一層必要である。</p> <p>・いじめは、大人の気づきにくい場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくいという課題がある。ささいな兆候や情報であっても教職員間で情報を共有し、いじめを積極的に認知し、解決を図り、児童の健全な成長につなげていく体制づくりが一層必要である。</p>		
いじめ問題への対策の基本的な考え方		
<p>・いじめは、どの子にも起こりうる身近で深刻な問題であるという認識に立ち、互いに認め合い、支え合い、高め合う関係を築くことができるよう、いじめの起きない風土づくりに努める。</p> <p>・全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめによる心身への影響や児童のいじめに対する理解を深めることをめざす。</p> <p>・いじめ問題は、学校、保護者、地域が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組むことで解決できる問題であると考える。</p> <p>・重点となる取組</p> <p>・未然防止 …教職員の共通理解と実践力の向上、児童のコミュニケーション能力の育成、いじめについて考える週間やなかよし人権週間、特別支援教育への理解、保護者への啓発、非行防止教室、ピアサポート・SEL・協同学習、情報モラルの学習</p> <p>・早期発見 …情報交換会、学校生活アンケート、教育相談、信頼関係づくり、カウンセリング、ネットパトロール、SNS等への対処</p> <p>・いじめへの対処…速やかな情報収集、対策委員会を核としたチームでの対処、いじめられた側への支援といじめた側への指導、事後の継続的指導、再発防止</p>		
保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
<p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針について、配布物やHPを通じて情報発信し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・学校評議委員会、いじめ問題協議会、地域ボランティアとの会などで意見交換を行い、取組の改善に努める。</li> <li>・保護者対象の研修会において、携帯電話やSNS等の正しい使い方や問題について啓発を行う。</li> <li>・学校などに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。</li> </ul>	<p>いじめ対策委員会</p> <p>＜対策委員会の役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。</li> </ul> <p>＜対策委員会の開催時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期会…年3回（各学期ごと）及び 臨時会…事案発生時</li> </ul> <p>＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は朝礼・終礼・情報交換会等で伝達。</li> </ul> <p>＜構成メンバー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外 状況に応じて、SC、SSW、PTA会長等</li> <li>・校内 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事 学年主任、養護教諭、人権教育担当、児童生徒支援等</li> </ul> <p>※臨時会…該当学級担任、他関係職員を加える。</p> <p>全教職員</p>	<p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総社市・岡山県教育委員会</li> </ul> <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例報告等による情報共有</li> <li>・SCの児童・保護者派遣</li> <li>・SSWの派遣</li> </ul> <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事</li> </ul> <p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総社警察署</li> <li>・総社市役所保健福祉部こども課</li> <li>・倉敷児童相談所子ども相談課</li> </ul> <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室、SNS教室の実施</li> <li>・連絡会議や日常的な情報交換</li> </ul> <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事</li> </ul>
学校が実施する取組		
<p>① 未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（教職員の指導力の向上）</li> <li>・対策委員会、職員会議、生徒指導部会、情報交換会（水曜日）などで、基本方針の考え方と実際の運用方法について共通理解を図り、いじめについての問題意識を高める。</li> <li>・校内夏季研修会や「いじめ対策委員会」等を通して、いじめの未然防止・早期発見・対処、及び合理的配慮についての実践的な指導力の向上を図る。</li> <li>・障害のある児童や外国籍の児童等、配慮が必要な児童について、適切な支援ができるよう共通理解を図る。</li> <li>・いじめの未然防止に向けて、日頃から生活規律や学習規律の指導力の向上を図り、児童の適切なコミュニケーション能力を育む。</li> <li>（児童の人権意識・自己指導能力の育成）</li> <li>・いじめについて考える週間（6月）やなかよし人権週間（11月）の活動、道徳教育などを充実させ、児童がいじめを自分たちの問題として考え、見て見ぬふりをすることなく主体的に取り組むことができるよう支援する。また、人権参観日等での保護者への啓発を通して、家庭においても児童の人権意識、自己指導能力の育成が図られるようになる。</li> <li>・特別支援学級の友達について正しい理解ができるよう、年度初めと11月なかよし人権週間で、児童・保護者に啓発を行う。</li> <li>（互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり）</li> <li>・ピアサポート・SEL・協同学習を生かした学級経営・学習指導の取り組みを進め、子どもたちが互いに認め合い、高め合う関係を築く。</li> <li>・友達のよきに目を向ける「よいことみつけ」や「なかよしツリー」などの取り組みを通して、互いを思いやり温かい人間関係づくりを進める。</li> <li>（ネット上のいじめに対する能力や態度の育成）</li> <li>・総合的な学習の時間や外部機関によるSNS教室を利用して、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるために情報モラルについて学習する。</li> <li>・保護者へのより効果的な啓発方法を検討し実施する。また、警察と連携し非行防止教室を実施することで、善悪を判断する力を育てる。</li> </ul>	<p>② 早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（教職員による観察や情報共有）</li> <li>・情報交換会（水曜日）や日常的な会話などを通して、ささいな兆候や情報であっても教職員間で共有することで、早期発見に努める。</li> <li>（定期的なアンケート調査等の実施）</li> <li>・いじめに関するアンケート（ギガスクール端末を利用）を月1回程度定期的に行うとともに、教育相談等に活かし、計画的にいじめの早期発見を図る。</li> <li>（校内の教育相談体制の活用）</li> <li>・児童を対象とする教育相談について、対象や方法を工夫することで、計画的にいじめの早期発見を図る。</li> <li>・教職員が児童の変化を見逃すことなく細かく声かけを行い、いじめを相談しやすい信頼関係づくりを心がける。</li> <li>・児童、保護者などを対象とするカウンセリングについて一層周知をしていく（SNS等の利用実態の把握と指導）</li> <li>・ネットパトロールを利用し、定期的にSNS等の問題のある利用実態を監視する。</li> <li>・ギガスクール端末やSNS等の利用実態を把握し適切に対処する。</li> </ul>	<p>③ いじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（いじめの発見や相談を受けたときの対応）</li> <li>・いじめの訴えを受けたり可能性が疑われたりするときには、速やかに情報収集し、管理職、生徒指導主事、学年主任を交えたチームでいじめ事実の有無の確認を行う。</li> <li>（教職員の組織的な対応と関係機関との連携）</li> <li>・対策委員会を核として、複数の教職員により丁寧な事実関係の把握を行う。得られた情報を複数で判断しながら、積極的にいじめを認知し、状況に応じて関連機関と連携して学校全体で組織的な対応を行う。</li> <li>・状況に応じて、SCによるカウンセリングや、SSWの派遣を行う。（いじめられた児童とその保護者への支援）</li> <li>・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行い、安心して学校生活が送れるよう最善を尽くす。（いじめた児童への指導とその保護者への助言）</li> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。（いじめ解消後の継続的な指導）</li> <li>・事実関係や指導内容を適切に記録し、情報を共有しながら、複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりして継続的に指導する。（他の児童生徒へのたらきかけ）</li> <li>・いじめは、当事者のだけの問題ではなく背景となった集団全体の問題と考え、話し合いを通して「いじめを決して許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、互いを尊重し認め合う人間関係の構築に努め、再発を防止する。</li> </ul>